

第158回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和5年9月6日（水）

午後1時30分から午後5時まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬委員（部会長）、高橋輝昌委員、橘隆一委員、原啓一郎委員

【職員】

佐藤森林課長、出口林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第5号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】住宅団地の造成について]

- 委員：浸透貯留槽については下からも水が入ってくるのか。他の浸透貯留槽では、（土質調査において）細砂となっているが、浸透貯留槽①では粘土混じり細砂になっていて、ここの部分の透水性は大丈夫か。
- 事務局：切土盛土計画平面図に記載したボーリングの結果を柱状図で記載しているが、実際に浸透貯留槽を設置する箇所については、細砂となることを全体の土質調査結果から確認している。浸透貯留槽については、製品の下に透水シートを設置する計画であり、下からの水は入らず、逆に浸透貯留槽から下に雨水等が抜けていく構造になっている。
- 委員：切土で示されている部分について、法面部分は植生シートを張るということだが、建物を建てる場所の地盤を削って低くして、その周辺に出来上がった切土部分に植生シートを張るということか。
- 事務局：はい。一部放流管を入れる計画となっている上部も同様に緑化する計画となっている。
- 委員：建物をつないでいる道路の側面も緑化するというイメージか。
- 事務局：はい。
- 委員：今回の事業区域では、約6haが5条森林となっているが、造成森林が無い計画となっているということは、開発する部分のみを伐採して、植栽はしないということか。
- 事務局：はい。建物を建てる箇所と道路を設置する箇所以外は、開発行為をしないので全て残置森林となり、植栽等はしない計画となっている。
- 委員：残置森林は5条森林のまま残るのか。
- 事務局：はい。
- 委員：実際の工事の際に、伐開して道などを入れると思うが、林縁木の処理などはされるのか。写真を見ると密な森林のような印象を受けるが、伐開などをすると、風等で立木が倒れてくることもあり得るのかなと思ったので、残置森林が建物や道路に迫っているような状況が心配になった。
- 事務局：本案件の開発行為のコンセプトとして、事業者が森林の中に家を建てたいということで、なるべく森林を伐採しない計画となっている。
- 委員：かなり平坦な5条森林となっており、元々、切土などが行われたようなところか。
- 事務局：周りも平坦であったので、元々の地形だと推測される。
- 委員：建物の高さはどのくらいか。
- 事務局：建物については、1階建てと2階建ての計画があり、F棟であれば、約11mとなっている。
- 委員：流末処理の浸透貯留槽はD棟の区域を浸透させるとともに、全体から集まってくる雨水等を浸透させるのか。D棟の区域のみなのかどちらか。
- 事務局：基本的には、集水区域内の雨水について、それぞれの浸透貯留槽で浸透させる計画となっている。オーバーフロー管に流出する雨水等のみ別の浸透貯留槽へ流出させる計画となっている。
- 委員：浸透貯留槽②はD棟部分のみの雨水を対象にしているのか。
- 事務局：B棟の浸透貯留槽のオーバーフロー管に流出する雨水等が浸透貯留槽②に

も入るようになる。

委員：それを考慮して計画しているということか。

事務局：はい。補足となるが、本県の林業において、山武地区はスギの一大ブランド地となり、平地林にスギを植栽する有名な地区である。そのサンブスギは、いわゆる通直完満なスギになる。一方、このスギの特徴として、スギ非赤枯性溝腐病があげられ、台風により中折れてしまうようなものも多々ある。そのような危険性はあると思うが、開発行為のコンセプトとして、事業者が森林に囲まれたところに住みたいということで、最低限の開発行為をするという一方で、残置森林は地域森林計画対象民有林として残るので、「残置森林等の保全管理計画書」により森林を維持していくことを事業者は了解している計画となっている。

委員：堆砂については、管理口からバキュームホースで吸い出すという説明があったが、浸透施設は経年劣化などで目詰まりしてしまう。メンテナンスはどのようにするのか。

事務局：目詰まり等については、浸透貯留槽内の一部に堆砂壁を設置することで、他に砂等が拡がらないようにし、大雨の際にも同様な管理を徹底する計画となっている。

委員：点検管理口から中に入るのか。

事務局：中には入れない構造である。本件は、流入の人孔で泥だめを設置している。（公社）雨水貯留浸透技術協会が発行している「プラスチック製地下貯留浸透施設技術指針（案）」でも、本体が目詰まりしないように泥だめ柵で堆砂を管理することが原則になる。ただし、シルトなどは中に入ってしまうので、それを防ぐために二次的に堆砂壁を作って対策するという計画になる。

委員：堆砂壁の目詰まりが気になり、そのメンテナンスをどうするのか気になった。

事務局：地下貯留槽は、堆砂等のメンテナンスがカギとなっており、本県では制限を設けていないが、兵庫県や京都府では、地下貯留槽だけの設置は駄目であり、地上にも調節池を設置させるようになっている。

委員：点検口が人孔であれば、人が入って（ユニット等を）取り換えることもできると思うが、そうではない計画のようなので。

事務局：浸透貯留槽の目詰まり等の管理について、申請者とメーカーに確認したところ、定期的にはカメラを入れて中の状況を確認しつつ、基本的にはバキュームホース等で堆砂壁の土砂等を撤去することで管理していくが、中を確認した際に目詰まりで機能しなくなっている状況であれば、一部を開削して部分的に（ユニットを）取り換えることも可能であるとのことであった。それでも機能しない場合には、全て開削して浸透貯留槽を作り替える対応をしていくとのことであった。

委員：堆砂壁については、目詰まりしたら交換するということでよろしいか。

事務局：はい。

委員：最初から人孔を作って管理する方が合理的な気がする。

○第2号案件[【新規】工場、事業場の設置（流通業務施設の設置）]

委員：現状の植生は竹が繁茂していて、周辺の住民が伐採してほしいと要望があるとの説明であったが、それを踏まえて造成森林の樹種の選定を行ったのか。

事務局：はい。まずは、苗の入手しやすさと、管理等のコントロールのしやすさというところから事業者が選定している。

委員：周辺民家と隣接した箇所での造成森林は避けられないということか。

事務局：千葉県林地開発許可審査基準では、環境の保全として外周部の森林の配置に関する基準を設けている。その基準に則って、事業者が植栽する計画となっている。

委員：図示されている「緑地」はノシバの種子吹付の場所と考えていいのか。

事務局：「緑地」については、5条森林外ということや市道に隣接しているため、法面緑化の計画となっている。

委員：施工中の土砂流出対策についての説明があった、仮設の沈砂槽を設置することについて、北西側に1箇所計画されているが、この場所に雨水等が集まることから、ここの設置を予定しているのか。かなり広いエリアなので、例えば、もう1箇所沈砂槽を設けるとか、そのように対応する必要があるのではないかと思うが。

事務局：雨水貯留槽の設置を先行して工事をする関係で、掘削穴ができるため、必要に応じて土側溝や堰堤を設けるなど、そこに雨水等が流れるように施工する計画となっている。

委員：地下貯留槽④⑤⑥は浸透式との説明があったが、各貯留槽の容量については、浸透式ということ想定して計算をしているのか。単に雨水等を貯めるだけの観点で計算をしているのか。

事務局：こちらについては、容量のみで計算している。放流する流量を浸透させることとして計算し、容量を算出する計画となっている。

委員：浸透トレンチや浸透施設の目詰まりなどはどのようなメンテナンスをされるのか。

事務局：開発行為地については、道路や周囲の現況地形よりも高くなるので、土砂等の流入は少なくなると見込んでいるが、流入桝で堆砂容量を見込んでおり、定期的を確認して土砂が溜まっていればバキュームで処理をするという計画になっている。雨水貯留槽④⑤⑥に関しては、流入桝を点検口として、土砂等が中に溜まっているようであればノズルを差し込んで清掃する計画となっている。浸透トレンチについても、定期的に管理する計画となっている。特に梅雨時期や台風前には入念に確認するというような計画になっている。

堆砂容量については、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」によると、基本的には、開発行為完了後は15 m³/ha/年となっており、洪水後の清掃など適切な維持管理がされる場合は、1.5 m³/ha/年としている。また、泥だめは桝と同様に、15cm以上設けるとされているため、本案件も15cmとしているだけなので、堆砂容量については施行中も含めて、もう一度精査させる。

○第3号案件[【新規】土石等の採掘及び工場、事業場の設置（残土埋立及び施設管理用地・駐車場）について]

委員：残土はどこで発生したものか。

事務局：東京都品川区の大井町駅周辺の開発行為で発生する土砂等と、神奈川県横浜市の新築工事の現場から発生する土砂等と聞いている。

委員：植栽することになるが、そのような土砂等でも植栽に適した品質ということか。

事務局：植栽に当っては、表土を一時的に確保しておき、残土埋立後に表土を盛り返して植栽をする計画となっている。

委員：植栽される場所は、もともとあった土を使うということか。

事務局：はい。

委員：今回の申請区域外の話になるが、北側に太陽光発電設備があるが、ここの設置はどういった経緯か。

事務局：この黄色い区域（図示）は、もともと、残土埋立及び資材置場の目的の林地開発許可が行われ、それが完了した後に、農園造成を目的とした小規模林地開発行為が行われ、さらに、それが完了した後に、太陽光発電設備の設置に目的を変えたと事業者から聞いている。

委員：当時は、農園造成として小規模林地開発行為を完了させた後、太陽光発電設備にしたということか。

事務局：はい。事業者は、果樹園をしようとしていたが、果樹が枯れてしまい採算が合わないということで、太陽光発電設備の設置に変えてしまったとのことであった。

委員：流出係数等がかなり変わると思うが、それは事業として問題ないのか。

事務局：完了時には、申請や届出時の目的を達成したということで完了確認はするが、その時点で開発区域に関しては、地域森林計画から除外するが、事業が変わって、完了時と違う土地利用が図られてしまうと、それは事業者の責任で行うことになるので、そこまでは森林法では指導できないということである。

ただし、ご指摘のとおり、流出係数が変わるということは大きな問題であり、都市計画のように全体の計画を作って開発行為をしているわけではなく、林地開発制度では、個々の開発行為を見ている。例えば、農地の流出係数と太陽光発電設備の流出係数は全く違うので、防災上では問題である。今回の申請については、このようなことが起こらないようにするため、計画を細かく確認・審査しており、今後もこのようなことが起こらないようにするため、各申請書の計画について、注視していく所存である。

委員：今回の造成する調節池には、先に述べた太陽光発電設備がある部分の雨水等は流入してこないのか。

事務局：間にある道路が尾根となっているので、流入してこない。

委員：もともとある調節池では容量がもたないと思うが。

事務局：精査できていない。確認して回答する。

委員：県としては、開発行為が完了してしまうと関知しないということか。

事務局：林地開発許可制度では、最終的にはそうなるが、その前にできるだけ申請書の計画等を精査しなければいけないと思慮する。

委員：農地造成部分は残土で嵩上げするということであるが、どのくらいの高さか。

事務局：最大で1mであり、平均すると60cm程度と計画されている。

委員：調節池は年2回浚渫するということであるが。

事務局：施工中の計画となる。堆砂容量は、施工後も400 m³/ha/年を確保している。

委員：施工後は浚渫しないのか。

事務局：植栽するといっても、すぐに土砂等が流入しなくなるということはないので、必要に応じて浚渫するように計画されている。開発行為が終わったとたん土砂等の流出が無くなることは考えにくい。調節池については、400 m³/ha/年の堆砂容量は確保しており、施工中の時よりは流出土砂が少なくなるかもしれないが、年2回や年数が経てば必要に応じてなど、ある程度、浚渫は続けることになるかと思慮する。

○第4号案件[【変更】土石等の採掘及び太陽光発電設備の設置（残土埋立及び太陽光発電設備の設置）について]

委員：最後の写真について、除外する区域ですが、植栽したスギが枯れているように見えるが大丈夫か。

事務局：植栽時期が3月頃であるが、写真で見ても色合いは良くない。今後もきちんと生育させるように事業者を指導していく。

委員：今後もしっかりと確認していくということか。

事務局：はい。

委員：碎石のエリアは現状どのくらいあるのか。

事務局：写真で灰色になっている部分に碎石が敷かれており、厚さは1mほどはないと思う。一部区域外に敷かれている碎石については、農地であるため、農地部局と環境部局に情報提供しており、連携して指導をしていく。

委員：除去する碎石はどのように処理をされるのか。

事務局：どのように処理するのか把握できていないので、事業者にもどのくらいの量をどのように処理するのか等を確認する。

○第5号案件[【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：この案件は土石等の採掘ということで、平成7年から続いているとのことであるが、開発行為の種類自体は変わっていないということで、長く続いていると考えればよいのか。この間8回の変更許可があったということであるが、今回と同様に区域拡大をして、今に至ると考えればよろしいのか。

事務局：はい。

委員：これまで特に大きい問題はなかったと考えてよいのか。法面勾配が急であるため、地質が極端に崩れやすいとか、そういうわけではなく、大きな問題なく事業が続いているということではないのか。

事務局：はい。

委員：航空写真を見ると、（砂利を）採取中のように見えるが、まだ緑化はしていないということではないのか。

事務局：はい。まだ、掘削途中であるため、全ての作業を完了してから緑化すると

いう計画になっている。

委員：緑化の時に、表土が置き場に積まれて、きちんと管理されているのか。30年近く経過しているので、植栽する際に表土が無いという状態にならないのか心配である。

事務局：直近だと1年前に変更許可を出しており、その際に比較的新しい表土が確保されていると推測される。この案件のように一時転用と言いながら、半世紀にわたり事業を行っているような開発行為の現場も多く、委員からご指摘があったとおり、早く植栽しなければ表土が乾燥して使えないなど危惧されるということもある。県の指導としては、区域拡大する面積と同じだけの面積を植栽まで終えて完了させるようにしている。砂利の需要があれば採掘してすぐ植栽できるが、需要が少ないと少しずつしか採掘・搬出しないので、現実として時間がかかってしまうという状況である。仮に、植栽する際に表土が使えないということについては、費用が掛かるが、肥料を入れるなど植栽基盤をきちんと作らせないと、植栽木が活着しないので、それらの指導を心がけていく。

委員：浸透池については、採掘中なので最終的な形にはできてはいないのか。

事務局：はい。

委員：今後随時砂利採取するときに作っていくということか。

事務局：はい。

委員：大断面の切土ということなので、くれぐれも工事は安全に注意して行っていただきたいと思う。